

平成26年3月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(行コ)第149号 政務調査費違法支出不当利得返還命令請求控訴事件
(原審・奈良地方裁判所平成24年(行ウ)第5号)

口頭弁論終結日 平成26年1月21日

判 決

奈良県橿原市

控訴人兼被控訴人(一審原告)

奈良県橿原市

同

奈良県橿原市

同

奈良県橿原市

同

(上記4名につき以下「一審原告中垣ら」という。)

奈良県橿原市

被控訴人(一審原告)

奈良県橿原市

同

奈良県橿原市

同

奈良県橿原市

同

奈良県橿原市

同

(上記5名につき以下「被控訴人中村ら」といい、一審原告

中垣らと併せて「一審原告ら」という。)

上記 9 名訴訟代理人弁護士 石川量堂
同 野島佳枝
同 今治周平
同 幸田直樹

奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

控訴人兼被控訴人（一審被告） 橿原市長
森下 豊

（以下「一審被告」という。）

同訴訟代理人弁護士 川村俊雄
同 青海利之

主 文

- 1 一審原告中垣らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 一審被告は、別紙認容金額一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同「金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月26日から支払済みまで年5分の割合による各金員をそれぞれ支払うよう請求せよ。
- 3 一審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 一審被告の控訴をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その3を一審原告中垣らの、その1を被控訴人中村らの、その余を一審被告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告中垣ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、原判決別紙金額等一覧の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 一審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

(本判決で用いる略語は原則として原判決のものである。)

1 本件は、奈良県橿原市（市）の住民である一審原告らが、原判決別紙金額等一覧（以下「金額等一覧」という。）の「相手方」欄記載の市議会議員（相手方）らが市から交付を受けた平成22年度の政務調査費について、その支出の一部に市が政務調査費について定める条例（市条例）及び施行規則（市規則）に定める使途基準に適合しない支出があり、相手方らはその適合しない支出に相当する金員を収支報告書の提出期限日までに市に返還すべき義務があるにもかかわらず、上記金員を不当に利得し、これについて悪意であるとして、市の執行機関である一審被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、相手方らに対して各不当利得金及びこれに対する収支報告書の提出期限の日の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各遅延損害金をそれぞれ支払うよう請求することを求める住民訴訟の事案である。

原審が、一審原告らの請求につき、金額等一覧の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同「認容金額」欄記載の各金額及びこれに対する平成23年5月26日から支払済みまで年5分の割合による各遅延損害金を支払うよう請求することを命じる限度でこれを認容し、その余をいずれも棄却する旨の判決をしたところ、これを不服として、一審原告中垣ら及び一審被告がそれぞれ控訴した。

2 本件に関する法令の定め、争いのない事実等及び争点は、次のとおり補正し、次項に当審における当事者の主張を追加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の2項ないし4項（原判決3頁11行目から同13頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁15行目の「調査」から同16行目の「認めるときは」までを「調査を行い」に改める。
- (2) 同6頁の「別表（5条関係）」中の「調査旅費」欄の「調査活動」を「調査研究活動」に改める。
- (3) 同9頁14行目の「専門的」を「市政に関する専門的」に改める。
- (4) 同13頁3行目の「残余と申告された額」を「残余の金額の返還時期」に改める。

3 当審における当事者の主張

(1) 一審原告中垣ら

ア 資料購入費について

(ア) 「2011年版奈良県年鑑」、「広辞苑」、「今がわかる時代がわかる日本地図2010年版」及び「カシオ電子辞書」は、汎用性が広く、政党活動に関する文書作成や私的な文書等の作成など、議員の調査研究活動と全く関係のない活動に使用可能なものであり、調査研究活動との関連性は希薄であって、全て違法であるか、又は支出を按分した一部が違法となる。

(イ) 「敬語の使い方辞典」は、挨拶文や冠婚葬祭などの私生活や選挙活動等、議員の調査研究活動以外の活動に利用されることが多いと考えられ、また、「公用文用字用語の要点」及び「注釈公用文用字用語辞典（第5版）」を用いて作成したことをうかがわせる議員の調査研究活動に基づく報告書等の成果物は存在しない。したがって、これらについての支出は違法である。

(ウ) 「日経ヘルスケア」、「週刊教育資料」及び「日本教育新聞」を購入した相手方らが、これらの資料を利用して議員の調査研究活動を行った成果は明らかではなく、その利用実態は調査研究活動と関連性があるとはいえず、これらについての支出は違法である。

- (エ) 相手方らは、市の文化財を直接見聞することによる調査研究活動ができるのであり、図録である「図録権原市の文化財」を調査研究活動で利用する可能性はほとんどなく、これについての支出は違法である。
- (オ) 「DT権原市」及び「権原市住宅地図」を販売する株式会社ゼンリンは、住宅地図を利用するサービスとして選挙支援を挙げており、市議会議員に対して選挙用として住宅地図の購入を勧める営業活動を行っていることからすれば、これらは選挙活動のために活用されるものであり、議員の調査研究活動のためのものではないから、これらについての支出は違法である。
- (カ) 「ノルウェーを変えた髪のノラー男女平等社会はこうしてできたー」、「スワーダアラビアで校長になった日本人女性」及び「砂漠に創った世界一の学校」を利用した成果は明らかではなく、その利用実態は調査研究活動と関連性があるとはいえない。また、上記書籍を購入した相手方水本ひでこは、市における教育委員会の所管事項を扱う文教委員会には属しておらず、教育問題に関する活動を行っていない上、市がオマーン国と友好関係を構築するなどの施策を考えることはできず、同国との交流を目指した動きなども見られない。したがって、上記書籍の購入に係る支出は違法である。
- (キ) 「上甲米太郎」は、戦前に朝鮮半島に渡って教育を行った人物に関する資料にすぎず、現在の大韓民国の教育プログラムとの関連性は全くなく、これについての支出は違法である。
- (ク) 「北畠親房」の購入は調査研究活動に関するものとはいえず、違法であるから、政務調査費として支出された本体価格（3150円）及び購入手数料（380円）の合計3530円を違法とすべきである。
- イ 事務所費（減価償却費）について
- パソコン、プリンター等の購入費に係る減価償却費を政務調査費から

支出することについては、これらの事務機器が個人の所有物となることからすれば、その全額を違法とすべきである。

仮に、これらの事務機器が、議会に関する調査研究活動のみならず、政治団体の活動その他種々の活動に通常利用されるものであることに照らし、按分計算をするとしても、各支出額を2分の1に按分した額は違法とすべきである。したがって、少なくとも、相手方成谷文彦のパソコン減価償却費のうち1万0316円（1円未満切捨て、以下同じ。）、同杉井康夫のパソコン減価償却費のうち2万3757円、同大保由香子のパソコン減価償却費のうち2万4350円、同奥田英人のパソコン減価償却費のうち8412円及びプリンター減価償却費のうち5680円、同増田喜代信のパソコン減価償却費のうち4819円並びに同河合正の液晶プロジェクター減価償却費のうち2万1038円及びパソコン減価償却費のうち4万5261円は、いずれも違法な支出である。

ウ 北海道視察旅行に係る支出について

相手方視察参加者らによる北海道視察（以下「本件行政視察」という。）は、北海道の観光名所である函館、室蘭及び登別を観光シーズンである夏に視察したものであり、これを違法な支出ではないというためには、観光シーズンの観光地への視察という外形を否定し得るほどの政務調査がなされていることを要するというべきである。

しかし、本件行政視察は、北海道滞在時間約54時間のうち、視察時間は約5時間30分にすぎず、残り約90パーセント（約48時間30分）は移動時間を含む自由時間に充てられている。そして、本件行政視察の目的は指定管理者制度、中心市街地活性化、幼保一元化を課題とするものとされているが、奈良県内や関西圏内ではなく、北海道を視察しなければならない理由は不明である。また、中心市街地活性化を課題として視察した室蘭市では、前日に函館市の視察を終えた後、翌日午前中に室蘭市に移動

したため、わずか1時間半程度の説明を受けるにとどまり、具体的な現場の視察は一切行っておらず、前日夜に函館の夜景及び翌日朝に函館の朝市を見学することが可能であったと考えられる。これらからすれば、本件行政視察は政務調査を主体とするものではなく、私的な観光旅行であったことが窺われる。加えて、本件行政視察の報告書は、インターネット等から得られる一般的な情報及び極めて簡単な感想が大半を占めており、議会の政務調査活動として行われた形跡は全くない上、その費用は相手方視察参加者ら9名で合計119万7210円に上っており、地方自治法2条14項の趣旨にも反している。

したがって、本件行政視察が政務調査活動を目的とするものでないことは明らかであり、これについての支出は違法である。

エ 奈良政策研究会の8月研修に係る支出について

奈良政策研究会の8月研修（以下「8月研修」という。）は、一般人に向けた観光企画である市ヶ谷記念館の見学ツアーや、市政との関連性や事前の調査等がされた形跡のない工事中のスカイツリーの見学を行うなど、外形的には観光目的のものといわざるを得ない。その報告書に記載された内容も容易に知り得る情報であって、視察調査としての実態はなく、観光目的との外形を否定し得るほどの調査研究の成果は存在しない。

また、8月研修の参加者は自由民主党の議員を中心に組織されていること、同研修で講演した佐藤正久参議院議員は同党全国ブロックの比例区選出議員であること、同議員の奈良県後援会長である神田かづよも8月研修に参加していたこと等からすると、上記講演は佐藤議員の政党活動というべきであり、このような政治活動に関する費用を政務調査費から支出することは違法である。

したがって、8月研修についての支出は違法である。

オ 奈良政策研究会の会費について

上記のとおり、奈良政策研究会は自由民主党所属議員を中心に組織される団体であり、その実態は同党の政治活動である。また、同会の平成22年度の活動は、ラテン歌手のコンサートなど娯楽性の高いものしか行われていない。したがって、同会の会費の支出が政務調査活動に当たるということは到底できず、その支出は違法である。

(2) 一審被告

ア 地方自治法における政務調査費の趣旨は、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため」とされるにとどまり、どのような活動に政務調査費を交付し、議員がどのような経費を支出することができるかは、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて制定する条例に委ねられている。そして、市条例4条の定める所定の経費の基準は、「市政に関する調査研究に資するための必要な経費」という緩やかな有益性に関する規律にとどめられることからすると、市における政務調査費の支出の基準は、調査研究自体が直接市政に関する場合に限らず、議員の知識・理解力・表現力その他資質を高める調査研究活動に関する場合をも適法としているというべきである。

これについて、政務調査費を「議員の議会活動の基礎となる調査研究に要する経費に関してのみ支出することが許される」と解釈することは、その想定する「議会活動」の範囲や、「基礎となる」か否かについての判断が認定者によって様々となって不明確であり、そのような解釈は相当ではない。また、これについて、「議会活動の基礎となる調査研究に関係しない活動に関する経費や、経費を支出した行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められないものに関する経費は、政務調査費として支出することが許されない」との基準を設けることも同様である。

さらに、「ある支出の中に議会活動の基礎となる調査研究等に係る経

費に関する支出と議会活動の基礎となる調査研究に係る活動に係る経費等に関する支出が併存している場合には、その全額を政務調査費に係る支出とすることは許されず、上記調査研究に係る部分とその他の部分を区分可能な場合には上記調査研究に係る部分のみが政務調査費として支出することができ、上記区分が不可能又は著しく困難な場合には社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務調査費から支出することができる」との基準も、「議会活動の基礎となる調査研究」とする点において前記同様の問題がある上、同じ人格による活動が、一面において政務調査に資する活動と認められる限り、その活動が政務調査活動以外の活動の一面を有していたとしても、全体を政務調査に資する活動と認めるのが相当であって、これを第三者が割合をもって政務調査に資する活動ではないと判断すべきものではないから、上記基準も相当ではない。

イ 資料購入費に係る支出について

(ア) 月刊「MOKU」の購入に係る支出について

政務調査費の支出について、「議会活動の基礎となる調査研究」に当たるか否かを基準とすることが相当ではないことは上記アのとおりである上、当該書籍中に、たとえ記事全体に占める割合はごく一部であったとしても、議員にとって市政に関する調査研究に資する記事が掲載されているのであれば、その書籍を購入することを違法ということはできないところ、月刊「MOKU」は、政事、経済、歴史、環境、食料、医療、教育等の問題等に関するオピニオン誌であり、その購読は、議員の知識・理解力・表現力その他の資質を高める活動にほかない。したがって、その購入に係る支出は、市政に関する調査研究に資するものということができ、違法ではない。

(イ) 「北畠親房」の購入に係る支出について

上記書籍を購入した相手方松尾高英は、多くの地方公共団体で農家民泊を利用した教育旅行誘致が行われていることから、市における同様の取組みを行うに際し、飛鳥地域の特色を生かしたものとするため、神皇正統記を著して寛容と多元性がわが国の国体であることを初めて記した北畠親房の生涯と足跡を深く理解する必要があると考えたものであり、橿原市を含む橿原・高市広域行政事務組合において飛鳥地域を中心とした教育旅行を誘致する事業が動き始めていることに照らすと、上記書籍を研究して、理解を深めることは、政策提案や調査研究能力を向上させることに資する。したがって、その購入に係る支出は、市政に関する調査研究に資するものであって、違法とはいえない。

(ウ) その他の資料購入費に係る支出についての一審原告らの主張は争う。

ウ 調査旅費に係る支出について

(ア) 本件行政視察は、観光旅行などとはかけ離れたものである。一審原告中垣らは、視察地周辺に観光施設があることや滞在時間に占める視察時間が短いことを問題とするが、観光目的ではない視察が現に行われており、視察時間の割合が低いのは移動に時間を要したからにすぎない。

(イ) 奈良政策研究会は、その規約及び会員構成並びに活動歴に照らし、自由民主党の活動組織といえるものではない。また、同会の8月研修は、観光に関する事項のみを目的としたものではない。

エ 再リース契約に係る再リース料年額の支出について

市においては、政務調査に関する市条例が施行された平成13年4月1日以降、再リース料を当年度及び次年度以降の期間ごとに按分することなく、当該支払をした年度に一括して計上することを是認してきた。これは、通常、再リース契約では、従前の1か月分程度のリース料でリース物件を引き続き1年間使用できることから、再リース料を支払う年

度に1か月以上の利用期間があれば、新たな機器についてのリース契約を締結するより低額の費用で済むこと、また、事務機器については法定耐用期間に按分して減価償却費分を計上する扱いと、購入した年度に一括して計上する扱いのいずれもが合理性のあるものとして是認されていることから、再リース料についても後者の扱いと同等に評価して差し支えないことから、相当性があるとして認められてきたものである。

そして、再リース料の支払は、当年度分にせよ、次年度分にせよ、市条例上、調査研究活動に資する経費の支払と認められることに変わりはなく、単に、当該年度の経費と扱い得るのはどの範囲かを判断すれば足りるものであるから、期間按分することなく支出が是認されてきた取扱いを尊重すべきである。仮に、期間按分した額を超える部分が違法とされると、既に次年度（平成23年度）の申告期間を経過している本件においては、再リース料を支出した相手方らがこれについて政務調査費として申告する余地を奪われることとなり、著しく酷な結果となる。

したがって、年度をまたぐ再リース料を一括して計上することを違法とすべきではない。

才 事務機器のリース契約等に係る支出について

(ア) 市では、上記のとおり、按分による取扱いをしていないところ、地方自治法が政務調査費の具体的な使途基準等を条例に委ねていることからすれば、このような市における取扱いを尊重すべきである。

そして、同じ人格による活動が、一面において政務調査に資する活動と認められるのであれば、その活動が政務調査活動以外の活動を含む面を有していたとしても、全体を政務調査に資する活動と認めるのが相当であって、これを第三者が割合をもって政務調査に資する活動ではないと判断すべきものではない。そして、政務調査費に関する条例や規則において、このような場合に按分とすべきことやその割合に

ついて何らの規定がされていないにもかかわらず、特定の按分基準を適用し、その基準を超える額の返還を求めるることは、議員の裁量への基準なき介入であり、執行機関から独立して行われるべき調査研究活動への不当な圧力ないし介入になるおそれがある。

- (イ) デジタル複合機やパソコン、インターネット回線等の事務機器は、その性質上汎用性があるものの、そうであるからといって、これを何に用いるかを一律に論することはできない。そして、相手方大北かずすけらが上記事務機器に係る契約を政治団体と同一の住所地で契約していたとしても、同相手方らは上記事務機器に関する費用を市政に関する調査研究に資する事務所費として申告したものであるから、これを覆す理由がなければ、その全額を政務調査に資する費用と認めるのが相当である。
- (ウ) 上記相手方大北かずすけらは、政務調査費からリース料等を支出した上記事務機器と同様の機能を有する機器を同じ場所に保有しているから、上記事務機器が議会活動以外の政治団体の活動等においても利用されているとの推認は働くかない。また、相手方大北かずすけ、同杉井康夫、同小川和俊、同竹田きよし、同細川佳秀、同松木雅徳及び同楳尾幸雄は、政務調査活動以外の私生活に関する活動に供し得る別の機器を自宅に有しており、相手方たけだやすひこは、私生活の用に供するパソコンと選挙後援会活動に供するパソコンを別に有している。

(3) 一審原告ら

ア 市条例4条は、「議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし」と規定し、市規則別表に具体的な使途基準を定め、調査旅費、資料作成費、資料購入費及び事務所費の項目において「調査研究活動のために必要な（中略）経費」と規定しているから、これを緩やかな有益性に関する規律ということができないことは明らかであり、

議員の議会活動の基礎となる調査研究に要する経費に関してのみ支出することができるものとして、政治活動や一般人としての活動など、その他の活動と区別するための明確な基準によるべきである（最高裁判所平成22年(行ヒ)第42号同25年1月25日第二小法廷判決）。

したがって、政務調査に資する活動であっても、その活動が同時に政務調査活動以外の活動の一面を有する場合には、市条例4条の「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」との規定に反する。

イ 年度をまたぐ再リース料に係る支出について

再リース料について当該年度で一括して支出を認める取扱いをすると、次年度途中で議員資格を喪失した場合でも、リース料自体の支出が前年度の政務調査費から支払われているため、議員でない者のリース代金が政務調査費で賄われるという明らかに法の趣旨に反した事態が生ずる。市においてこのような取扱いを長年にわたって行っていたとしても、その運用自体が問題であるから、これを継続させることは是認できない。

また、次年度以降の支出分が違法とされ、これを議員らが個人負担せざるを得ないとしても、その負担額は多額ではない。

ウ 事務機器に係る支出について

政治団体と議員事務所が同一場所に存する以上、その場所で利用する事務機器やインターネットプロバイダサービス等につき、特定の活動にのみ用いる事務機器について別個の契約を締結するなどの特段の事情がない限り、当該事務機器等は、議員活動以外の活動に用いられているというほかない。したがって、このような事務機器等に係る費用の支出につき、少なくともこれを按分した一部は違法とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所の判断の理由は、次のとおり補正し、次項に当審における当事者の

主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3当裁判所の判断」の1項ないし4項（原判決13頁16行目から40頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決13頁17行目の「証拠」の次に「（甲5ないし27，29，97，99，104，105（枝番号のあるものは枝番号を含む。），調査嘱託の結果）」を加える。
- (2) 同14頁14行目の「16の3・11」を「16の2・3・11」に改める。
- (3) 同15頁3行目の「佐藤正久参議院議員事務所」を「佐藤正久参議員事務所、奈良政策研究会」に改める。
- (4) 同17頁10行目の「3150円」を「3530円（代引手数料380円を含む。）」に改め、同11行目の「甲10の1～6」の次に「，104，105」を加え、同15行目の「5月28日」を「6月21日」に改める。
- (5) 同18頁5行目の「今が分かる時代が分かる」を「今がわかる時代がわかる」に改める。
- (6) 同19頁8行目の「1940円」の次に「（代引手数料260円を含む。）」を、同11行目の「1835円」の次に「（代引手数料260円を含む。）」を加える。
- (7) 同21頁8行目から9行目にかけての「同年4月に購入したパソコン」を「同年3月1日に購入したパソコン及び周辺機器」に改める。
- (8) 同22頁14行目の「（1万6200円），」の次に「同月6日ころ支払った」を加える。
- (9) 同23頁15行目の「相手方らは」の前に「平成22年度の政務調査費に係る収支報告書の提出期限は平成23年4月30日であったところ（市規則6条1項），」を加える。

(10) 同25頁6行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「コ 相手方成谷文彦、同杉井康夫、同奥田英人、同増田喜代信及び同河合正は、いずれも、各自が所属する政治団体の事務所（相手方成谷文彦について「成谷文彦後援会」、相手方杉井康夫について上記「杉井康夫を育てる会」、相手方奥田英人について「奥田英人後援会」、相手方増田喜代信について上記「増田きよのぶ後援会」、同河合正について「河合正後援会」）と同一の場所に各自の議員事務所を置いている。

（甲97の1・2、甲99の1・2）」

(11) 原判決28頁11行目の「が存在することも」を「が市の定めとして存在し（甲78、79），これらによって公用文の文字用語の取扱い等が定められているとしても」に改める。

(12) 同30頁11行目の「内容のほか、」を「内容及び」に、同12行目から13行目にかけての「等の事情も踏まえれば」を「が認められる（甲16の2）ことからすれば」にそれぞれ改め、同18行目から19行目にかけての「うかがわれ、」の次に「同相手方が教育委員会の所管に属する事務を行う文教常任委員会の委員であったことが認められる（乙9）ことからすれば、上記書籍を」を加える。

(13) 同31頁21行目の「月刊「MOKU」」の次に「の平成22年4月号から平成23年3月号までの各号に」を加え、同25行目の「甲90の1～8」の次に「、弁論の全趣旨」を加える。

(14) 同32頁24行目の「教育旅行」から同25行目の「交流」までを「農家民泊を利用した教育旅行を誘致して、国内及び海外各地との交流を深めること」に改める。

(15) 同33頁10行目から25行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 減価償却費

市規則に定める使途基準では、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である事務所費については、事務所の賃借料、維持管理費、備品代、事務機器購入代及びリース料等の支出が認められていることは前記認定のとおりであるところ、使途基準において、事務所費に係る物品の購入に関して特段の制限が設けられていないことからすれば、各議員が政務調査費で物品を購入し、当該物品が議員の個人財産となることがあるとしても、これをもって直ちに使途基準に反するということはできない。

そして、相手方成谷文彦、同杉井康夫、同大保由香子、同奥田英人、同増田喜代信及び同河合正は、各自が購入したパソコン、プリンター及び液晶プロジェクターの購入費用について、減価償却法によって計算した当該年度分の減価償却費を政務調査費で支出しているところ、これらの事務機器は、その機能や一般的な用途に照らし、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に用いられるものといえるから、これらの事務機器が上記各相手方の個人の所有物になるとしても、これをもって各購入費用全額についての支出が違法となるとはいえない。

もっとも、このうち相手方大保由香子を除く相手方らは、各自の議員事務所と同一の住所に各自が所属する政治団体の事務所を置いていることは前記認定のとおりであるところ、同相手方らが購入したパソコン、プリンター及び液晶プロジェクターは政治団体の事務所をも兼ねる議員事務所に設置され、利用されているものと推認される。そして、上記相手方らが、これらの事務機器とは別個に政治団体の活動等のために用いる事務機器を設置しているなど、政務調査費により購入した上記事務機器が政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に用いられることがないと認めるに足りる証拠がないことからすると、同相手方らが購入した上記パソコン、プリンター及び液晶プロジェクタ

一は、議会活動に関する調査研究活動のみならず、政治団体の活動その他種々の活動にも利用されているものと推認できる。

そうすると、相手方成谷文彦、同杉井康夫、同奥田英人、同増田喜代信及び同河合正の上記事務機器に係る当年度分の減価償却費の支出については、その一部について議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を認めることができない。そして、これらの事務機器は、その性質上、適宜必要に応じて使用されるものであり、具体的な使途目的や使用頻度等を正確に把握することが困難と考えられるところ、その具体的な使用実態を裏付ける証拠もないことからすれば、その2分の1については議員の議会活動の基礎となる調査研究活動のために必要なものであると認められるが、それを超える部分については調査研究活動との間に合理的関連性が認められず、政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

したがって、相手方成谷文彦についてはノートパソコンに係る減価償却費2万0633円の50パーセントである1万0316円（1円未満切捨て、以下同じ。）、相手方杉井康夫についてはパソコン等に係る減価償却費4万7514円の50パーセントである2万3757円、相手方奥田英人についてはパソコン等に係る減価償却費1万6825円の50パーセントである8412円及びカラープリンターにかかる減価償却費1万1360円の50パーセントである5680円、相手方増田喜代信についてはパソコン等に係る減価償却費9638円の50パーセントである4819円並びに相手方河合正については液晶プロジェクターに係る減価償却費4万2076円の50パーセントである2万1038円及びパソコン等に係る減価償却費9万0523円の50パーセントである4万5261円について、それぞれ使途基準に反した違法な支出であると認められる。」

- (16) 同35頁7行目の「相手方小川和俊」の次に「、相手方たけだやすひこ」を加える。
- (17) 同36頁22行目の「3万8920円」の次に「（1円未満切捨て）」を加える。
- (18) 同37頁26行目の「及び」を「を視察するとともに同センターにおいて指定管理制度の導入成果等の説明を受け、登別市の」に、同末行の「室蘭市職員」を「室蘭市役所を訪問して、同市職員」にそれぞれ改める。
- (19) 同38頁1行目の「に関して説明を受けるなどしたことがうかがわれるが」を「説明を受けたことが認められ」に改める。
- (20) 同39頁1行目の「講演に参加したことがうかがわれるが」を「講演会に参加したものであり、同研修は奈良県の県議会議員や市町村議会議員、会社代表者らも参加して、日本の安全保障等についての理解を深めるものであったことが認められる（甲18の4）。そして」に、同21行目及び22行目の各「政策研究会」をいずれも「奈良政策研究会」に、同23行目の「参加していることがうかがわれるところ」を「参加しており」にそれぞれ改める。
- (21) 同40頁2行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。
〔(6) 相手方らによる違法な支出
以上によれば、相手方らによる政務調査費の支出のうち、本判決別紙認容金額一覧表記載の「相手方」欄記載の各相手方が支出した同表「金額」欄記載の各支出額は、使途基準に反する違法なものであるから、一審被告は、同相手方らに対し、違法な支出に係る各金員の返還を請求すべきである。〕
- (22) 同40頁23行目の「提出期限日」の次に「である平成23年4月30日」を加える。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 一審原告中垣らの主張について

ア 一審原告中垣らは、資料購入費について、第2の3(1)ア(ア)ないし(ク)のとおり主張するところ、原判決を補正の上引用して認定説示したとおり、同(ク)の主張については採用できるが、その余はいずれも理由がない。

なお、一審原告中垣らは、「2011年版奈良県年鑑」、「広辞苑」、「今がわかる時代がわかる日本地図2010年版」及び「カシオ電子辞書」は、汎用性が広く、議員としての調査研究活動と関係のない活動にも使用可能であるから、これらの購入に係る支出は全て違法であるか、又は支出を按分した一部が違法となる旨主張するが、これらの書籍は汎用性があるとはいっても、その用途はある程度限定されたものであり、これらの書籍を購入した相手方らが政治団体の活動その他議員としての調査研究活動以外の活動にこれを用いたことを認めるに足りる証拠もないことからすれば、一審原告中垣らの上記主張を採用することはできない。

また、一審原告中垣らは、「DT橿原市」及び「橿原市住宅地図」を販売する会社が同書籍を用いたサービスとして選挙支援を挙げていることを問題とするが、これらの書籍を購入した相手方らが、これを議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に用いることなく、選挙活動に利用したことを認めるに足りる証拠はないから、一審原告中垣らの上記主張は採用することはできない。

さらに、一審原告中垣らは、相手方らが購入した資料等を用いた成果物がないことを問題とするが、使途基準によつても、政務調査費から経費を支出した調査研究活動による具体的な成果物が求められているものとはいはず、一審原告中垣らの上記主張は採用することはできない。

イ 一審原告中垣らは、事務所費に係る減価償却費の支出について、第2の3(1)イのとおり主張するところ、原判決を補正の上引用して認定説示したとおり、相手方成谷文彦、同杉井康夫、同奥田英人、同増田喜代信及び同

河合正による減価償却費の支出のうち50パーセントは違法であるから、一審原告中垣らの上記主張はその限度で理由がある。しかし、相手方大保由香子が政務調査費から減価償却費を支出したパソコンを議員としての調査研究活動以外の活動に利用したことと認めると足りる証拠はないから、同相手方についての一審原告中垣らの上記主張は採用することができない。

ウ 一審原告中垣らは、本件行政視察について、第2の3(1)ウのとおり主張するが、原判決を補正の上引用して認定したとおり、相手方視察参加者らは、指定管理者制度、中心市街地活性化、幼保一元化を課題として各視察地を視察し、各所で担当職員等から説明を受けるなどしたものであり、これらは議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められる。一審原告中垣らは、相手方視察参加者らが北海道に約54時間滞在したうち、視察時間は約5時間30分にすぎず、私的な観光旅行であった旨主張するが、経験則上、その間には相当程度の移動時間や待機時間、宿泊・休憩時間等が含まれているものと推認され、視察地が遠方であることや観光シーズンであったことなど一審原告中垣らが主張する事情を考慮しても、本件行政視察が私的な観光旅行であったということはできない。また、一審原告中垣らは、高額な本件行政視察に係る経費を支出することは地方自治法2条14項の趣旨にも反する旨主張するが、本件行政視察に係る支出が市の使途基準に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められることは前記のとおりであるから、相手方視察参加者ら各自が、平成22年度の政務調査費として交付された50万円のうち約13万円を本件行政視察の経費として支出したことを持って、上記法条の趣旨に照らして相当でないということはできない。したがって、一審原告中垣らの上記主張を採用することはできない。

エ 一審原告中垣らは、8月研修について、第2の3(1)エのとおり主張する

が、8月研修が外形的に観光旅行であるということができず、一審原告中垣らの上記主張を採用することができないことは原判決を補正の上引用して説示したとおりである。なお、一審原告中垣らは、8月研修で行われた講演会の参加者らは特定の政党に属する議員であり、同講演会は政党活動として行われたものであるから、同講演会への参加費用は政治活動に関する費用である旨主張するが、同講演会が特定政党の政治活動として行われたと認めるに足りる証拠はなく、同主張も採用することはできない。

オ 一審原告中垣らは、奈良政策研究会の会費について、第2の3(1)オのとおり主張するところ、証拠（甲108）によれば、同研究会の平成22年度の活動として歌手のコンサートが催されたことが認められる。しかしながら、上記証拠によれば、同研究会は地域づくりや政策の研究等を目的として、年数回、講演会や研修等を行っていることが認められ、平成22年度中には8月研修のほか、「奈良県政」とのタイトルで奈良県知事による講演会が行われていることが認められることからすれば、上記コンサートが行われたことをもって同研究会の会費が議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性がないものということはできない。したがって、一審原告中垣らの上記主張は採用することができない。

(2) 一審被告の主張について

ア 一審被告は、第2の3(2)アのとおり、市条例は政務調査費の使途基準を「市政に関する調査研究に資するための必要な経費」という緩やかな有益性に関する規律にとどめているから、調査研究自体が直接市政に関する場合に限らず、議員の知識や理解力等を高める調査研究活動に関する活動のための経費の支出も適法となる旨主張する。しかしながら、原判決を補正の上引用して説示したとおり、地方自治法100条14項の趣旨に照らし、市の使途基準に照らして政務調査費として必要な経費と認められるのは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費で

あり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。したがって、一審被告の上記主張は採用することができない。

イ 一審被告は、資料購入費について、第2の3(2)イ(ア)ないし(ウ)のとおり主張するが、原判決を補正の上引用して説示したとおり、同主張を採用することはできない。

ウ 一審被告は、再リース契約に係る再リース料について、第2の3(2)エのとおり、再リース契約ではリース期間の長短にかかわらず、契約期間の当初に全期間分の再リース料を一括して支払い、その金額も新規にリース契約を締結する場合に比して相当低額であるのが通例であるから、相手方らが当該年度中に一括払いした再リース料の全額を政務調査費として計上することに違法はない旨主張する。しかしながら、政務調査費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動のために、年度ごとに定められた金額を交付されて、当該年度中に必要となった調査研究活動のために利用すべきものである。また、再リース期間にかかわらず、契約当初に一括して再リース料を政務調査費から支出することを認めると、その支出をした議員の任期を超えて再リース契約が継続する場合（当該議員が任期途中で議員資格を喪失する場合を含む。）には、議員資格のない者の利用する再リース契約の費用を政務調査費から支出する結果となり、相当ではない。したがって、再リース料についての政務調査費からの支出は、上記のとおり、単年度ごとに按分した金額によることが合理的かつ相当であり、一審被告の上記主張を採用することはできない。

エ 一審被告は、事務機器のリース契約等に係る支出について、第2の3(2)オ(ア)及び(イ)のとおり、同一人の活動が一面において政務調査に資する活動

となるのであれば、その活動が政務調査活動以外の活動を含む面を有していたとしても、全体を政務調査に資する活動と認めるのが相当である旨主張する。しかしながら、原審判を補正の上引用して説示したとおり、議員に交付される政務調査費は、市の定める使途基準に合致する議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に関してのみ支出することが許されていると解すべきであるところ、これらの事務機器は、同様の機能を有する事務機器を用途に応じて別に備え付けることは比較的容易であり、これによって議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に用いる場合とそれ以外の活動に用いる場合とを区別することも可能であることからすれば、これらの事務機器の通常用いられる用途や頻度等に照らし、その全てを議員としての調査研究活動と合理的関連性があるものということはできない。また、これらの事務機器が議員としての調査研究活動以外に用いられることがないと認めるに足りる証拠もない。したがって、一審被告の上記主張を採用することはできない。

オ 一審被告は、事務機器のリース契約等に係る支出について、第2の3(2)オ(ウ)のとおり、一部の相手方らが政務調査費から経費を支出した事務機器と同様の機能を有する別の事務機器を政治団体の事務所に有している旨主張するが、同主張を認めるに足りる証拠はない。また、一審被告は、相手方大北かずすけ、同杉井康夫、同小川和俊、同竹田きよし、同細川佳秀、同松木雅徳及び同楳尾幸雄は、私生活に関する活動に供する別の事務機器を自宅に保有し、相手方たけだやすひこは、同様の用に供する別の事務機器を自宅及び自宅兼議員事務所に保有している旨主張し、証拠（乙1ないし8）を提出するが、次のとおり、上記主張も採用することができない。
(ア) 相手方大北かずすけは、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でカラー複合機のリース契約を締結し、同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙1）によても、同相手方

が自宅にプリンターを有していることがうかがわれるにとどまり、上記リース契約に係るカラー複合機が政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。

- (イ) 相手方杉井康夫は、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でコピー機のリース契約及びインターネットプロバイダ契約を締結し、同所でパソコンを保有して、リース料及びプロバイダ料並びにパソコン購入代金に係る当年分の減価償却費を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙2）によても、同相手方が自宅にプリンターを保有していることがうかがわれるにとどまり、上記リース契約に係るコピー機及びインターネット並びにパソコンが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。
- (ウ) 相手方小川和俊は、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でコピー機のリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙3）によれば、同相手方が自宅にコピー機を有していることがうかがわれるものの、同コピー機が上記リース契約に係るコピー機と異なるものか否かは判然とせず、上記政務調査費からリース料を支出したコピー機が政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。
- (エ) 相手方たけだやすひこは、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でパソコンのリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙4）によれば、同相手方が自宅（議員事務所を兼ねていることがうかがわれる。）にパソコン2台を保有していることが認められるものの、これらのパソコンが上記リース

契約に係るパソコンと異なるものか否かは判然とせず、上記政務調査費からリース料を支出したパソコンが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。

- (イ) 相手方竹田きよしは、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でパソコンのリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙5）によっても、同相手方が自宅にプリンターを有していることがうかがわれるにとどまり、上記リース契約に係るパソコンが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。
- (カ) 相手方細川佳秀は、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でパソコンのリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙6）によれば、同相手方が自宅にもパソコンを有していることがうかがわれるものの、同パソコンが上記リース契約に係るパソコンと異なるものか否かは判然とせず、上記政務調査費からリース料を支出したパソコンが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。
- (キ) 相手方松木雅徳は、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でコピー機及びパソコンのリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙7）によっても、同相手方が自宅にコピー機能付きファックス電話を有していることがうかがわれるにとどまり、上記リース契約に係るコピー機及びパソコンが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。

(ク) 相手方槇尾幸雄は、議員事務所と同一の住所に政治団体の事務所を置き、同所でパソコン及びプリンターのリース契約を締結して同リース料金を政務調査費から支出しているところ、証拠（乙8）によても、同相手方が自宅にもパソコンを有していることがうかがわれるにとどまり、これが上記リース契約に係るパソコンと異なるものか否かは判然とせず、上記政務調査費からリース料を支出したパソコン及びプリンターが政治団体の活動その他の議員の議会活動の基礎となる調査研究活動以外の活動にも利用されているとの前記認定判断を左右するに足りない。

3 以上によれば、一審原告らの請求は、一審被告に対し、別紙認容金額一覧表の「相手方」欄記載の各相手方に対して、同「金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月26日から支払済みまで年5分の割合による各遅延損害金の支払をそれぞれ請求するよう求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないからこれをいずれも棄却すべきである。

よって、一審原告中垣らの控訴は一部理由があるから、原判決を上記判断と抵触する限度で変更し、一審被告の控訴はいずれも理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する

大阪高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 金子順一

裁判官 田中義則

裁判官 小 池 覚 子

別紙

認容金額一覧表

相手方（議員）	金額
大北 かずすけ	¥122,850
成谷 文彦	¥10,316
杉井 康夫	¥88,979
松尾 高英	¥3,530
奥田 英人	¥14,092
小川 和俊	¥38,227
たけだ やすひこ	¥56,574
竹田 きよし	¥102,772
増田 喜代信	¥49,759
細川 佳秀	¥8,505
河合 正	¥66,299
松木 雅徳	¥48,779
横尾 幸雄	¥124,740

これは正本である。

平成26年3月18日

大阪高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 横道博

